

○農林水産省告示第 号

木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）第六条の規定に基づき、平成十七年十二月二十八日農林水産省告示第二千七号（木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子 原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	<p>(調査客体) 第一条 (略)</p> <p>2 規則第六条の農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、基礎調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県ごとに調査客体数を割り当てて、第五号の規定により抽出に係る事務の委託を受けた民間事業者（以下「民間事業者」という。）に通知する。</p> <p>二 民間事業者は、統計部長から都道府県ごとに割り当てられた数の調査客体について、調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従い、規則第八条の工場一覧表を使用して全数階層と標本階層に分類し、全数階層にあつては全ての工場とし、標本階層にあつては任意系統抽出の方法により抽出する。</p> <p>三 統計部長は、月別調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県（製材に係る事項にあつては、全国の素材消費量のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県並びに国有林材供給調整対策において重点的に生産及び消費動向の把握を実施する都道府県に限る。）ごとに調査客体数を割り当てて、民間事業者に通知する。</p> <p>四 民間事業者は、統計部長から都道府県ごとに割り当てられた数の調査客体を調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従い、抽出する。</p> <p>五 統計部長は、抽出に係る事務の一部を民間事業者に委託して行う。</p>
改 正 前	<p>(調査客体) 第一条 (略)</p> <p>2 規則第六条の農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、基礎調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県ごとに調査客体数を割り当てて、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に通知する。</p> <p>二 地方農政局長は、統計部長から都道府県ごとに割り当てられた数の調査客体について、調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従い、規則第八条の工場一覧表を使用して全数階層と標本階層に分類し、全数階層にあつては全ての工場とし、標本階層にあつては任意系統抽出の方法により抽出する。</p> <p>三 統計部長は、月別調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県（製材に係る事項にあつては、全国の素材消費量のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県並びに国有林材供給調整対策において重点的に生産及び消費動向の把握を実施する都道府県に限る。）ごとに調査客体数を割り当てて、地方農政局長に通知する。</p> <p>四 地方農政局長は、統計部長から都道府県ごとに割り当てられた数の調査客体を調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従い、抽出する。</p> <p>(新設)</p>

<p>(工場一覧表の作成)</p> <p>第三条 規則第八條第一項の工場一覧表は、調査年の前年の基礎調査の調査票及び別記様式第四号により作成するものとする。</p> <p>(調査の報告に関し必要な事項)</p> <p>第四条 規則第十二條第一項の送付に係る期限は統計部長が定めるものとする。</p>	<p>(工場一覧表の作成)</p> <p>第三条 規則第八條の工場一覧表は、調査年の前年の基礎調査の調査票及び別記様式第四号により作成するものとする。</p> <p>(調査の報告に関し必要な事項)</p> <p>第四条 規則第十三條第一項の送付に係る期限は統計部長が定めるものとする。</p>
---	--



令和 年木材統計調査基礎調査票

令和 年12月31日現在調査

この調査は、令和 年12月31日現在で操業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日から遡って3か月未満の工場は対象とします。
また、記入していただく内容は、全て過去1年間（1月～12月）についてです。

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

－記入のしかた－

- 記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 数字で記入する欄は、下記の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

整理番号	調査年	都道府県番号	管理番号	市区町村番号	工場番号	集計区分	兼営区分	工場類型
	2 0	:	:	:	:	:	:	:

【調査に関する連絡先】

調査及び調査票の記入に当たって、御不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

調査員氏名	調査員の電話番号
	担当者名
	電話番号

調査票の内容についてお答えできる方を記入してください。

法人番号を確認いただき、記入してください。

担当者名

法人番号

I 製品区分について

本年1月1日～12月末日の1年間に製造した製品区分の全てに、○印を記入してください。

製品区分	該当(○印)	調査の該当事項
製材品 (ラミナを含む。)	<input type="checkbox"/>	⇒ II及びIIIの調査事項に回答してください。
木材チップ (燃料用を除く。)	<input type="checkbox"/>	⇒ II及びIVの調査事項に回答してください。
合単板	<input type="checkbox"/>	⇒ II及びVの調査事項に回答してください。
L V L (単板積層材)	<input type="checkbox"/>	⇒ II及びVの調査事項に回答してください。
集成材※	<input type="checkbox"/>	⇒ VIの調査事項に回答してください。
C L T※ (直交集成板)	<input type="checkbox"/>	⇒ VIの調査事項に回答してください。

(注)該当する製品区分の全てについて回答してください。

※集成材及びCLTを製造する工場において、集成材及びCLT向けのラミナを自工場で製造している場合は、製材品の調査事項についても回答してください。

II 素材入荷量について (本年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 素材入荷量				2 素材消費量			
区分	素材入荷量 ①	販売したもの、貸ひき (貸加工に出したものを) ②	手持ち材素材入荷量 ①-② (A)	合計	手持ち材消費量	貸ひき(貸加工) 材消費量 (B)	
合計							
製材用							
チップ用							
単板用							

(注) 素材入荷量には、製品を製造するために工場土場に入った素材(輸入木材含む。)の量を記入してください。(注) 素材消費量は、再製材したものを除きます。

3 材種別素材入荷量			4 素材在庫量		
区分	合計 (A+B)	国産材計	輸入材計	年初在庫量	年末在庫量
合計					
製材用					
チップ用					
単板用					

(注) 単板用には、合板用及びLVL用の量の合計を記入してください。 ⇨ 単板輸入材のうち針葉樹

5 樹種別、生産都道府県別素材入荷量									
国産材	樹種別計	生産都道府県別							
あかまつ くろまつ	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								
すぎ	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								
ひのき	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								
からまつ	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								
えぞまつ とどまつ	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								
その他 針葉樹	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								
広葉樹	製材用								
	木材チップ製造用								
	単板製造用								
	合計								

6 輸入材地域別素材入荷量

単位:?

区分	南洋材	米材	北洋材	ニュージーランド材	その他
製材用					
うち半製品					
チップ用					
単板製造用					

Ⅲ 製材品について (本年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 製材用動力数

製材用動力数

..... kW

(注) 製材用動力とは、製材機用だけでなく、製材に関係ある動力は全て含まれます。

2 製材品の用途別出荷量

単位:?

区分	合計	建築用材計	板類	ひき割類	ひき角類
合計					
国産材					
うち人工乾燥材					
輸入材計					
うち人工乾燥材					

区分	土木建設用材	木箱仕組板 梱包用材	家具建具用材	その他用材
合計				
国産材				
うち人工乾燥材				
輸入材計				
うち人工乾燥材				

(注) 製材品の用途別出荷量には、各種兼業に振り分けられたもののほか、貸びきによる製材品も含めてください。
集成材及びCLTを生産する工場が、自工場で素材からファミナを生産し自ら消費している場合、ファミナの消費量を出荷量として記入してください。

3 製材品の自県・他県別出荷量

単位:?

合計	自県に出荷	他県に出荷

(注) 製材品の自県・他県別出荷量には、兼業に振り分けられたものや貸びきしたものを含まないでください。

4 製材品の在庫量

単位:?

年初在庫量	年末在庫量

Ⅳ 木材チップについて

(本年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 木材チップの入手区分別生産量

単位:t

区分	合計	素材(原木)	工場残材		林地残材	解体材・廃材
			自工場から振り分けられたもの	他の工場から購入したもの		
合計						
針葉樹						
広葉樹						

(注) 木材チップの入手区分別生産量は、自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。また、絶乾重量(t単位)により記入してください。

2 木材チップの在庫量

単位:t

年初	年末

V 合単板及びLVLについて (本年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 単板消費量 単位：?

区 分	合 計	自社生産		他社から購入	
		国産材	輸入材	国産材	輸入材
合 計					
合板用					
LVL用					

(注) 自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。

2 普通合板の生産量 単位：?

区 分	合 計	6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上
合 計					
うち針葉樹					
うち構造用					

(注) うち針葉樹には、全針葉樹合板のみを記入し、複合合板は除いてください。

3 普通合板の在庫量 単位：?

年 初	年 末

4 特殊合板の生産量 単位：?

生 産 量

(注) 自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。

5 特殊合板の在庫量 単位：?

年 初	年 末

6 LVLの生産量 単位：?

区 分	合 計	国産材	輸入材	混 合
合 計				
構造用				
その他				

7 LVLの在庫量 単位：?

年 初	年 末

(注) 混合は、構成する単板に国産材及び輸入材の両方を使用したものについて記入してください。

VI 集成材及びCLTについて (本年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 ラミナ消費量 単位：?

区 分	合 計	自社生産		他社から購入	
		国産材	輸入材	国産材	輸入材
合 計					
集成材用					
CLT用					

(注) 自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。

2 集成材の生産量 単位：?

区 分	合 計	国産材	輸入材	混 合
合 計				
構造用計				
大断面				
中断面				
小断面				
その他				

(注) 混合は、構成するラミナに国産材及び輸入材の両方を使用したものについて記入してください。

(注) 断面の大きさは、次の基準で記入してください。
 ・大断面とは、短辺が15cm以上で断面積が300cm²のもの。
 ・中断面とは、短辺が7.5cm以上かつ長辺が15cm以上のものであって、大断面以外のもの。
 ・小断面とは、短辺が7.5cm未満又は長辺が15cm未満のもの。

3 集成材の在庫量 単位：?

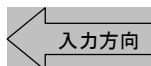
年 初	年 末

4 CLTの生産量 単位：?

区 分	生 産 量
合 計	
構 造 用	
そ の 他	

5 CLTの在庫量 単位：?

年 初	年 末



4 5 7 1

秘
農林水産省
統計法に基づく基幹統計
木材統計

令和 年木材統計調査
製材月別調査票
(令和 年 月分)



4	5	3	1
---	---	---	---



別記様式第二号

この調査は、農林水産省で実施している木材統計調査の一環として行うものであり、木材生産についての実態を把握して林業行政の基礎資料を作成することを目的としています。
この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

- ・記入には濃い黒い鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- ・間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

(この欄は農林水産省で記入します。)

調 査 年	調 査 月	都道府県管 理		工 場 番 号	階 層 等 番 号					
		番 号	番 号		全 数	標 本	新 設 設 置		修 理 後 復 業	
20					①	②	③	④	⑤	⑥

月初手持ち	製材用素材在庫量	月初手持ち材	製材品在庫量
→	01	→	02

1 製材用動力の出力数を記入してください。

注：製材用機械だけでなく、製材に関係のある機械の動力も含めてください。

出力数 → 11

2 製材用素材の入荷量を記入してください。

- 注：1 ①の素材入荷量には、製材するために工場土場に入荷した手持ちの素材（長さ180センチメートル以上のもので、輸入材については半製品を含みます。）で、そのうち貸びきを依頼された材や製材以外の用途に使うために入荷した素材を除いた数量を記入してください。
- 2 ②の転売したもの・貸びきに出したものは、前記①の素材入荷量のうち、都合によって素材のまま転売したものと及び他の工場に貸びきを依頼した素材の量を記入してください。
なお、大径木を割材（製材品にはしない。）にするだけの貸びきは、貸びきとして扱わないので含めないでください。
- 3 手持ち製材用素材の入荷量には、上記①の素材入荷量から②の転売したもの・貸びきに出したものを差し引いて記入してください。

素材入荷量① → 21

転売したもの・貸びきに出したもの② → 22

手持ち製材用素材入荷量① - ② → 23

3 製材用素材の消費量を記入してください。

注：大径木を他の工場で割材にさせたものを、自工場で更に製材機にかけて製材した場合は、手持ち材消費量としてください。

合計 → 31

手持ち材消費量 → 32

貸びき材消費量 → 33

4 樹種別に製材用素材の入荷量を記入してください。

注：2の製材用素材入荷量のうち手持ち製材用素材入荷量Aと、3の製材用素材消費量のうち貸びき材消費量Bとの合計について、国産材（針葉樹・広葉樹別）・輸入材別に記入してください。

合計 (A + B) → 41

国産材計 → 42

うち針葉樹 → 43

うち広葉樹 → 44

輸入材計 → 45

5 製材用素材の月末在庫量を記入してください。

注：月末現在で工場土場に残っている製材用素材のうち手持ちのものについて記入してください。
貸びきを依頼された素材や製材以外の用途に使うために、一時的に工場土場にある素材は除いてください。

月末在庫量 → 51

6 製材品について記入してください。

- 注：1 生産量については、手持ちの製材用素材から製材した製材品と、貸びきを依頼されて製材した製材品の両方を加えて記入してください。
- 2 出荷量には、手持ち材による製材品で、その月に販売した数量と自家業務用に消費した数量に、貸びき材による製材品の数量を加えて記入してください。
- 3 在庫量には、月末現在で自工場の製材品在庫量を記入してください。ただし、貸びき材による製材品は除いてください。

生産量 → 61

出荷量 → 62

月末在庫量 → 63

7 今後2か月における製材用素材の消費見込量を記入してください。

注：貸びき見込量も含めて記入してください。

月 → 71

月 → 72

(備考欄) 主な調査項目の増減理由があれば記入してください。

御協力ありがとうございました。
月 日までに下記宛てに送付してください。

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
木材統計

令和 年 木材統計調査

合 単 板 月 別 調 査 票
令和 年 月 分



統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

別記様式第三号

この調査は、農林水産省で実施している木材統計調査の一環として行うものであり、木材生産についての実態を把握して林業行政の基礎資料を作成することを目的としています。
この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

工場番号	
担当者名	
法人番号（法人番号を確認いただき、記入してください。）	

1 単板製造用素材について記入してください。

単位：m³

区 分	月初在庫量	入荷量	消費量	月末在庫量
合 計				
国 産 材				
輸 入 材				

(注) 素材の販売量は、入荷量から差し引いてください。

2 普通合板について記入してください。

単位：m³

区 分	月 初 在庫量	入荷量	生 産 量				出荷量	消費量 (特殊合 板用)	月 末 在 庫 量		
			6 mm未満	6 ~12 mm未満	12~24 mm未満	24mm以上			合計	計	普 通 合板用
合 計											
うち針葉樹											
うち構造用											

3 普通合板のうち、次の品目の生産量を記入してください。

単位：m³

コンクリート 型わく用合板	うち針葉樹	構造用合板

(注) 各品目は、それぞれ普通合板の内数として記入してください。

4 特殊合板について記入してください。

単位：m³

月初在庫量	生産量	出荷量	月末在庫量

(注) 製造したものが特殊合板に該当するか判断しかねる場合は、お問い合わせください。

(備考欄) 主な調査項目の増減理由について記入してください。

- 注：1 入荷量には、購入又は自社他工場から受け入れた量を記入してください。
2 生産量には、自工場のみ記入し、自社他工場分等は入れないでください。
3 出荷量には、出荷先がどこであっても自工場から一旦搬出された普通合板の全てを記入してください。
4 月末在庫量には、自工場内の在庫量のみを記入してください。
5 単位未満は四捨五入して記入してください。
6 普通合板
(1) 消費量(特殊合板用)には、自工場での消費量のみを記入し、自社他工場分は入れないでください。
(2) 針葉樹には、全針葉樹合板のみを記入し、複合合板は除いてください。

御協力ありがとうございました。

月 日までに下記宛てに送付してください。

附 則

- 1 この告示は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを
取り繕って使用することができる。